

東京都立図書館協議会 第26期第4回定例会議事録

平成26年2月17日（月）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午前10時00分～午後12時15分

出席者名簿

委員

押尾 勲 委員 岩崎久美子委員
星野喜代美委員 原田久義委員
坂倉 仁委員 岸田和明委員
近藤精一委員 齊藤一誠委員
梨屋アリエ委員 野末俊比古委員

(欠席者)

小池眞喜夫委員
坂倉 仁委員
武山洋二郎委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長
総務課長 企画経営課長 多摩図書館長
資料管理課長 情報サービス課長

地域教育支援部管理課長

事務局

企画経営担当係長

配布資料

児童・生徒の読書に関する概況と区市町村の取組み

別添1 港区子ども読書活動推進計画（第2次）の概要

別添2 第二次読書のまち八王子推進計画【概要版】

読書推進のための区市町村図書館への支援の現状について

電子書籍等を活用した読書推進について

東京都公立図書館長連絡会の動き

第26期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

座席表

日程調整表

第26期都立図書館協議会検討スケジュール（案）

東京都立図書館協議会第26期第4回定例会

平成26年2月17日（月）

午後10時00分開会

【近藤議長】 本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから第26期第4回東京都立図書館協議会を開催いたします。

それでは、まず事務局から配付資料の確認、情報公開等についての説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 まず、欠席委員のご連絡をさせていただきます。本日は、業務のご都合で小池委員と武山委員がご欠席でございます。それから、今、野末委員と坂倉委員がこちらに向かっており、若干遅れてくるということでございます。定足数は満たしておりますので、会は成立してございます。

それでは、お配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、机上の一番上に本日の次第がございまして、次が配付資料の一覧。それから、その下に資料1としまして、「児童・生徒の読書に関する概況と区市町村の取組み」、これがA3の横2枚となっております。その次に、別添1「港区子ども読書活動推進計画（第2次）の概要」。別添2「第二次読書のまち八王子推進計画【概要案】」。それから、資料2としまして、「読書推進のための区市町村図書館への支援の現状について」。資料3「電子書籍等を活用した読書推進について」ということでございます。その後、参考として、「東京都立図書館長連絡会の動き」というのがございます。その他の配付物として協議会の委員の名簿、都立図書館の幹部職員の名簿、座席表と日程調整表、最後に協議会の検討スケジュールになっております。不足がございましたら、お申しつけください。なお、先週、資料を郵送でお送りしておりますが、若干、手直し等がございましたので、本日お配りの資料をお使いいただくようお願いいたします。

それから、情報公開についてですが、この協議会は原則公開でございますので、会議の内容は各委員のお名前をお付けして議事録を作成し、都立図書館ホームページ等により公開をいたします。

また、本日の傍聴者はございませんでした。

以上、よろしくをお願いいたします。

【近藤議長】 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本日の次第につきまして、事務局からご説明をお願いします。

【企画経営課長】 本日は4回目の協議会ということになりますが、過去3回の協議会で読書の推進に向けた都庁全体の取り組み、東京都教育委員会の取り組みについて、各部署のご担当の方からご説明させていただきました。また都立図書館のこれまでの取り組みや現状についてご説明をいたしまして、各委員の皆様からさまざまなご意見、アドバイス等を頂戴いたしております。前回は図書館による学校支援をテーマとしましてご議論いただきました。本日でございますが、都内の公立図書館、区市町村立図書館が、求められている役割についてご議論いただきまして、その上で都立図書館が公立図書館に対してどういった働きかけをしていくべきなのかをメインテーマとさせていただきたいと考えております。

それでは、本日の具体的な流れについてご説明いたします。

一番上の次第をごらんください。まず、議事の1ですけれども、「区市町村立図書館が行う読書推進活動への支援について」という表題でございます。まず初めに、都内の子どもの読書に関する概況と、区市町村の取り組みの全体像について、ざっとご説明をさせていただきます。

次に、本協議会の小池委員と坂倉委員、港区と八王子市の教育長をされていますので、それぞれの区市の読書の取り組み、読書活動の取り組み状況について、ご紹介をさせていただきます。それらを踏まえまして、都立図書館による区市町村立図書館の支援の状況、あるいは、課題、今後のあり方等についてご協議をいただきたいと思います。

議事の2の「電子書籍等を活用した読書推進について」につきましては、これは必ずしも本日のメインテーマということではございませんが、近年、電子書籍の普及についても、ということも背景ということもございます。今後、この電子書籍を使った読書の推進の可能性についても探してみたいと考えております。

本日の主な流れは以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました、本日の会の次第に従いまして議事に入らせていただきます。

議題の1番目は「区市町村立図書館が行う読書推進活動について」でございます。最初に事務局のほうから説明をいただきます。

【企画経営課長】 資料1で児童・生徒の読書に関する東京都全体の概況、それから、区市町村の取り組みについてざっとご説明をしたいと思います。別添の1と2がそれぞれ港区と八王子市の読書の推進計画等の概要をまとめたものとなっており、資料2が都立図書館が区市町村立図書館に対して行っている支援の現状についてまとめたものとなっております。

それでは、資料の1をごらんください。これは別冊で参考資料としてお配りしている資料13の「平成23年度の読書状況調査の集計結果」の抜粋となっております。1枚目が、児童・生徒に対する調査の結果ということになっておりますが、これは平成23年度の調査結果でございます。実は今年度、平成25年度も同様の調査を行っておりまして、その集計をしているところということでございます。所管からの情報では、全体の傾向としては、この平成23年度とおおむね大きな違いはないというふうに聞いております。

それでは、まず資料の左側の調査の結果ですけれども、「この1カ月に本、新聞、雑誌、インターネット情報などの文字・活字情報を読みましたか」という質問に対する回答です。これは小学生の8割から9割方、活字情報に関しては、何らかの形で触れております。ただ、高校生については「いいえ」と回答した方がやや多く、倍ぐらいに増えております。それから、この1カ月に本を読みましたかという質問に対しては、小学校の高学年ぐらいから「いいえ」と回答する割合が増えているということで、高校生になると約半数の生徒が本を読んでいないという結果となっております。これは以前の協議会でもご説明したとおりでございます。右側の「この1カ月にパソコンや携帯端末、携帯電話等の電子機器を使って本や新聞、雑誌を読みましたか」という質問に対しては、「はい」と答えた生徒が、小学校の高学年からやや増えてきております。高校生ぐらいになると、半数以上が電子媒体を使った文字、活字情報を読むという機会が多くなっているということが読み取れます。最後に、右下のところ、「この1カ月に公立図書館を利用しましたか」という質問に対しては、年齢が上がるにしたがって、なかなか公立図書館を利用していないということになっております。小学校の低学年ぐらいまでは保護者が連れて図書館に行く機会は比較的多いと思われるのですが、ある程度の年齢になると、みずから図書館に行くということになりますので、その辺の習慣がなかなか定着していないということではないかと考えられます。

それでは、1枚おめくりください。これは区市町村が図書館等を対象に行った調査でございます。公立図書館で以下のサービスを実施していますかという質問で、例えば、子どものための集会行事、乳幼児を対象としたサービス、青少年を対象としたサービスについ

では、それぞれ大半の図書館は実施しているというふうに答えております。具体的なサービスの内容についてですけれども、真ん中のところ、乳幼児に対するサービスについては、かなりいろいろな取り組みを行っていることがわかります。例えば、その下に書いてある保健所、保健センターでの乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演。あるいは、図書館での定期的なおはなし会、わらべうたの会等の実践。乳幼児とその保護者を対象とした絵本コーナーの設置など、かなりいろいろな取り組みを行っているということでございます。下の部分、青少年に対するサービスということにつきましては、青少年の興味・関心の合ったコーナーの設置、あるいは、青少年向けの本を紹介したリーフレットの作成、またはホームページ上での発信ということで、かなり取り組みのバリエーションとしては限られているのかなということがこの資料からは読み取れます。

右側について、「貴自治体において子どもの読書活動を推進していくような課題は何ですか」という質問に対しては、かなりいろいろなことを課題として挙げておりますが、公立図書館のサービスの充実ということも約半数の自治体が挙げております。平成21年の調査結果が左側の棒グラフで、右側が平成23年度の結果ということになっておりまして、それぞれ若干課題は減ってはいるように読めますが、いずれにしてもかなりいろいろな面での課題を抱えているというふうに考えられます。

最後に「今後の子どもの読書活動の推進にあたり、都立図書館に望む施策」ということについて尋ねたところ、かなり多くのところが広報・啓発事業の充実、職員に対する研修、都内の自治体における取り組み状況の集約、情報提供をあげております。特に研修については、約8割の自治体から挙がっておりまして、職員の人材育成ということが課題となっているというふうに考えられます。

以上、導入として都内の児童・生徒の読書の概況、それから、区市町村の取り組みについて、簡単ではございますが、確認させていただきました。以上でございます

【近藤議長】 ありがとうございます。確認ということで資料の提示があったたわけでございますが、これは確認で行われているわけですね。

【企画経営課長】 そうですね。

【近藤議長】 そうしますと、今年度も同様のものが行われているわけですね。

【企画経営課長】 もう調査自体は終わっていて、今、集計をしているということで、まだ詳細はオープンにはなっていないので、これについてはわかり次第、各委員の皆様には結果はお知らせしたいと思っております。

【近藤会長】 この資料は前に一度説明していただいているわけですね。

【企画経営課長】 そうですね。

【近藤会長】 そうしますと、平成25年度が出てきた段階で、また新たに説明をしていただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、議事のほうに移りたいと思いますが、引き続きまして、資料1の別添1、別添2につきまして、事務局から説明をお願いします。

【企画経営課長】 先ほど申し上げた、別添1が港区の、これは「子ども読書活動推進計画（第2次）の概要」となっております。全体が青いカラーの資料になっています。資料の左側に計画の策定の目的と意義ということが書いてありまして、計画の目的は、子どもが本と出会い、子どもが本来持つ、楽しんで本を読む力を引き出し、未来をつくる子どもたちへ読書の楽しさを伝えるということになっております。

計画策定の背景としましては、港区は児童・生徒の読書量が比較的、東京都や全国に比べて多く読書をしている傾向にあるようですけれども、今後も継続して読書活動を推進していくことが求められているということになっております。

次に、資料の中央にある子ども読書活動に関する取組状況ですけれども、国や東京都の計画を踏まえまして、平成24年3月に、この「港区子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定しているということで、計画期間は平成24年度から平成29年度の6年間となっております。

その下の部分ですが、子ども読書活動推進計画の推進の課題ということですが、乳幼児の読書については、保護者に対して読み聞かせ等による読書活動の啓発の推進を図っていくということで、小中学生に対しては、学校と区立図書館連携体制をさらに充実させ、学校図書館関係者の人材育成を図るということを課題として挙げております。

さらに、ヤングアダルト世代に対しては、これは主に中高生ということになりますが、この世代は図書館の利用からも離れがちな世代という認識を港区は持ってございまして、同世代の読書活動推進の核となる人材を見出して、そこから読書活動の輪を広げていくということを課題として挙げております。

こうした世代別の課題とあわせまして、区立図書館では子どもたちが安心して居心地よく読書できる環境づくりや、子ども向けサービスの充実、また、そのサービスが十分に活用されるような効果的なPRを行うということを課題としております。

資料の中央の部分、計画の基本的方針ですが、これは図書館が主体となる取組と、学校

等による取組の2つに分かれておりまして、ここでは区立図書館における取組についてのみ、ご紹介したいと思います。1つ目は、「読書をつたえ、とどける」というテーマで、在宅で子育てをされている家庭など、これまで読書への支援が十分行き届かなかった方への働きかけの強化など、図書館サービスを充実するということと、子どもと保護者への啓発を挙げております。

2つ目の「読書でむすぶ」では、区立図書館と小中学校、幼稚園、保育園、あるいは民間企業や地域住民の方々など、多様な関係機関や子どもにかかわる方々と連携して活動を進めるということを挙げております。

3つ目の「読書をささえる」では、子どもの読書を支える資料、施設など、サービスの基盤を整備し、読書活動に係る人材育成を進めるとしております

最後に、右側に計画の体系ということになっておりまして、こうした基本方針を踏まえて、区立図書館における取組として、今申し上げた「読書をつたえ、とどける」、「読書でむすぶ」、「読書をささえる」の3つの柱のもと、具体的な施策の体系化を図っております。個別の施策については、時間の関係もありますので、割愛させていただきます。

なお、港区の担当者から、現在の取組状況について幾つかコメントをいただいております。港区の取組の特徴としましては、区内の各学校にリーディングアドバイザースタッフを配置して、読書相談や学習資料の提供を行うなど、学校支援を行っているということのようです。区立図書館はリーディングアドバイザースタッフからの相談に応じたり、研修を実施したりしているということで、その辺の連携がうまくいっているということでもございました。また、ヤングアダルト世代向けの事業としましては、ここにも書いてありますが、中高生懇談会という事業をやっているようです。これは、区内の学校に働きかけてメンバーを募りまして、中高生と区立図書館の職員がいろいろ意見交換を行うような企画ということだそうです。ヤングアダルト世代の実態を把握する場としても役に立っているというコメントをいただきました。港区についてのご説明は以上でございます。

次に、八王子市の読書活動の推進に向けた取り組み状況についてご説明をいたします。資料の右側ですね。「『読書のまち八王子』のさらなる実現に向けて」と題しまして、第二次読書のまち八王子推進計画というものが策定されていると。この計画は、生涯読書活動の推進計画、一般市民向けのものと、子ども読書活動推進計画、子ども向けのものと2つの計画からなっているということです。八王子市では子どもの読書活動の推進活動の法律が交付、施行されたのを受けて、平成15年3月に八王子市子ども読書活動推進計画、平

成16年3月に八王子市生涯読書活動推進計画を策定しております。今回、さらなる読書のまち八王子を推進していくために、第二次計画を策定したということでございます。計画期間は平成22年度から平成26年度までの5カ年ということになっております。

それでは、裏面をごらんください。地域、学校、図書館が一体となった取り組みと施策の展開ということで、左側に計画のめざすもので2つ書かれておりますが、市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境の整備をめざしますということで、これは生涯読書活動推進計画の目的と考えられます。

次の「八王子市の子ども一人ひとりへの働きかけを中心に、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう、読書環境の整備を図ります」ということで、こちらが子ども読書活動推進計画の目的に当たると考えられます。今回、協議会のテーマは子どもの読書ということですので、基本方針は子ども読書活動推進計画のところをご覧いただきたいと思います。いくつか基本方針を挙げておりますが、読書を楽しむ子どもが育つための家庭、学校、地域の環境整備、それから、ユニバーサルデザインに基づく読書環境づくり、家庭、学校、地域が相互に連携、協力した取り組み、読書活動への理解と関心のための啓発活動、読書活動推進のための関係機関、団体の役割ということの基本方針としております。

図書館における具体的な取り組みについては、右の下の部分に書いておまして、さらに子どもの読書の関連する部分というのが、この星印ですね。頭のところに星がついているところが、その部分に当たります。具体的な取り組みとしては、児童サービスの充実、子どもの読書推進に向けたホームページ等による情報発信、子ども図書館活動の充実、保健センター等と連携した子育て支援事業の継続、学校図書館支援サービスの充実、未読者に対する読書への動機づけの推進、小学校入学時に図書館利用案内の配布などを取り組み内容として挙げております。

以上、大変雑駁ではありますが、港区と八王子市の読書の推進活動の状況についてご説明させていただきました。以上でございます。

【近藤会長】 ありがとうございます。ただいま港区と八王子市の取り組みについて、担当者のほうから説明があったわけですが、きょうは小池委員も坂倉委員もちょっと見えていないのですが、このまま進めてもいいですか。きょう、坂倉委員、見えていないですね。

【企画経営課長】 そうですね。坂倉委員は、今こちらに向かっているそうです。

【近藤議長】 今、港区と八王子市から簡単にご説明があったのですが、担当者のほうからごらんになられて、何か特徴的なことを把握していたら教えていただきたいと思うのです。

【企画経営課長】 港区は、先ほど申し上げたリーディングアドバイザースタッフというのを、これは学校に配置、区内の各学校に配置をしていて、いろいろな生徒からの相談を受けたり、学校司書のような役割と、区立図書館との連携、また、アドバイザースタッフを通じて、いろいろ育成を図るなど区立図書館が関与しているということでございますので、その辺が区立図書館と学校との連携が比較的うまくいっている理由なのではないかと考えております。

ヤングアダルト世代のところは、全体の傾向でもありましたけれども、やはり具体的な取り組みとして効果的なものが決め手というか、そういうものがなく、それぞれいろいろ試行錯誤しているところではないかなと考えております。一応、目的の中では、読書活動の推進の核となる人材というのを見出して、そこから読書活動の輪を広げていくということを港区では考えているようですが、そういう読書好きな人を基点に、そこから読書の推進を図っていくということをやっているようです。具体的な成果とか、その辺のことについては、詳しくはわからないのですが、そういう形で広げていこうという取り組みをしているようです。

【近藤議長】 今いただいた別添1で見ますと、リーディングアドバイザースタッフについては、どこにも記されていないのですが、どういう位置づけになるのかということをお聞きになってきたのでしょうか。

【企画経営課長】 これは、有償ボランティアを活用しているというふう聞いております。区の職員とかではなくて、そういう民間の方とか、地域の方でそういう有志を募っているようなことを聞いております。初めからそういう専門家ということではなくて、図書館の職員がそういう方を育成したり、研修したりということで、さらに理解や知識を高めしていく。そういう方を学校に配置して、いろいろと学校の読書の取り組みを支援していると聞いております。

【企画経営担当係長】 事務局から資料について補足させていただきます。資料1別添1の中の右側、「計画の体系」の一番下、「学校図書館の充実」の中の、その1つの施策として、今のお話にありましたリーディングアドバイザースタッフは位置づくもの、とのことでございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。もう1点特徴として、ヤングアダルト世代についてはあまりうまくいっていないということですが、梨屋委員さん、何かご意見などありますか。

【梨屋委員】 港区に関してですか。

【近藤議長】 はい。

【梨屋委員】 ちょっと今、別のことを考えていたので済みません。

【近藤議長】 また後ほどお伺いしたいと……。

【梨屋委員】 港区と八王子市の読書推進……。この手の計画は、どの地域もやっているとは思いますが、法律ができてからあちこち苦労されてたくさんやられていると思うのですが、まだこういうものに取り組んでいない地域というのが都内にあるのかなというのが気になっていて、それは都立図書館のほうでは把握されているのかしらと。済みません、話変わってしまうのですが……。

【近藤議長】 港区、八王子市のほうで特別に取り組んでいるところなのかという意味も含めてなのですかね。

【企画経営課長】 子ども読書活動推進計画自体を策定しているかどうかということ言えば、全ての自治体がつくっているということではないようですが、事業計画の中で、やはり当然、読書の推進事業というのは事業化して、年度計画を立てて取り組んではいるということです。したがって、読書の推進については、全ての自治体は何らかの形で、もちろんその程度の差とか、いろいろ取り組みの軽重といいますか、やり方はいろいろあると思うのですが、それぞれ取り組んでいるというふうに聞いております。

【近藤議長】 前回、校長先生方に仕切っていただいて、委員の皆さんに公立学校の図書館に何を求めるかということで、ご意見等いただいたわけですが、きょうはお二方お見えになっております。何かご意見等ありましたら、お聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【押尾委員】 たまたま私の学校は、調べ学習というのを、中等1年、中等2年、中等3年、中等4年、中等5年までやるのです。4年生、5年生になると、初めて自分で論文を書くような取り組みをさせていくのですが、子どもたち、自分でテーマを決めていくのも大変は大変なのですが、それを先生方が指導、助言しながらテーマを決めていって、さらにその内容を充実させるには、自分の学校の図書館を使って、図書館にある本を使いながら一生懸命やるのですが、やっぱりそれはすぐ超えてしまうのですよね、

限度をね。そうすると、子どもたちはインターネットに頼って、ウィキペディアとか、いろいろ見ますよね。ただ、それがどの程度、信用度があるのかどうかというのは、なかなか難しいし、それを担当している教員も専門外ですから、全部が全部、それが正しいか、正しくないのかというのはなかなか見分けがつかない状況はあります。即効性のある解答を短時間に、こういう方向なのかなというのを得るには、そういう情報もいいのですけれども、やはりこういう公立図書館のレファレンスサービスを使いながら、どういう書物があるのだよとかという情報をもらって、その情報から自分で調べていく。その情報を調べていくことによって、ある本に突き当たる。その突き当たった本が学校にないから、やっぱり公立図書館にお願いします。ただ、それも、前にもちょっと言いましたけれども、公立の図書館に本人が登録してとりに行って借りてということになるのですけれども、贅沢を言えば、そういう書物も何とか学校との間でうまくやりとりできて、学校の中で調べ学習ができたりするように使わせていただくと、大変に勝手がいいなと思って。ただ、それが全部の公立図書館でできるサービスかどうかというのは難しいのですけれども、そういうようなサービスなどが考えられると、レファレンスサービスと貸出サービスがうまく統合したようなことができると、学校としては非常に、特に調べ学習などをやっている学校にとっては、ありがたいサービスかなと思います。

【近藤議長】 今、押尾委員がおっしゃったような活動を実際に公立の図書館では行っているわけですね。

【企画経営課長】 そこら辺はちょっと、実態は詳細にこちらでまだ把握はしていないのですけれども、多くの図書館、自治体がやっているとは思っております。

【近藤議長】 では、港区と八王子の担当者がいらっしゃればちょっとお聞きしたいこともあるとは思いますが、星野委員、いかがですか。

【星野委員】 私も図書館にたまに行くのですが、こういう本を調べたいなというようなことで行きますと、ないのです。すごく大きな、東京駅の本屋さんとか、ああいうところへ行ったらほうが見つけやすい。図書館に行くとなかなか見つけにくくて、子どもたちの声を聞いても、高校生で図書館に行くのは、勉強するためなのです。受験勉強なのです。本を読むためではないのです。ですから、本当に本を読むために図書館へ行っている子どもたちはそんなにいないのではないかなと。これは私の私見なのですが。何かもう少しうまく、例えば、読みたい本があったら、家まで届くとか、そういうのがあるといいなと思います。今これだけICTが普及しているので、そのあたりがうまく使えて、こういうも

のが欲しいですと言ったら、お取り寄せができるようになってくるといいのかなと思います。それ以外に、中学の高学年から高校生は、本を読まなくなるのは忙しいからだと思います。その中の忙しさにどうやって割って入るかということを考えていくしかないのかなと思います。ただ公共の、公立の図書館そのものは、以前に比べるともう本当に雲泥の差で変わってきていて、利用する人たちのことを随分考えてくださっているなと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。この間の議論につきまして、委員の皆さんからご意見等ございますでしょうか。

【斎藤委員】 今、若い人たちには本を読む時間がないということをおっしゃいましたが、本当にこの資料1の左下のグラフから透けて見えるのは、高学年になるにしたがって、中高になるにしたがって、本を読まないということですが、これは本に対する関心が薄れているということ以上に、やはり時間が、本を読むために割ける時間がなくなっているのだなということを感じます。そういう意味では、本を読む時間を取り戻すということが必要だと思うのですが、物理的に時間がなくなっているわけですから、そこをどうするかというと、やはり読書の関心の種をまくというか、そこに尽きるのではないかなと思います。そういう意味でも、やはり1回豊かな読書体験というものをどこかでしていただくようなことができないかなと。それはたくさん読むということよりも、例えば、1冊の薄い本でもいいから、それを読み尽くすというか、そういったことが一度あると、いろいろ忙しい中でも何か関心を見つけたときに、その関心が本に結びつくのではないかなと思います。そういう意味では、私もリーディングアドバイザースタッフというのは初めて聞きましたけれども、そういった方々の協力で、ある時期、マンツーマンで1冊の本を個別に読み尽くすということを、こういったスタッフの方々に手伝っていただくとか、司書の方々も、時間はないのでしょうかけれども、そういったリーディングアドバイザースタッフをある意味では励まし、教育と言うか、リーディングアドバイザースタッフの方々のスキルを上げるという意味で、司書の方々との交流があると。そういった形でつながっていくといいなと思うのです。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【岸田副議長】 ちょっと質問してよろしいですか。港区と八王子市なのですがけれども、指定管理者制度は、この自治体には入っているのかどうか。多分、全面的に指定管理者に任せているのは、あまり記憶にないのですが、23区では中野区と、もう一つどこかで、港区はそうではないのですが、もしかすると分館、地域館に指定管理者制度

が入っている可能性が。八王子も同様の状況だと思うのですが、きょうのテーマが、区市町村立図書館の実態ということであれば、やはり指定管理者制度がどのような影響を及ぼすのかというのは、一応把握しておいたほうがいいかなというふうに思っております、その意味で先ほどの質問ですが、港区と八王子市の指定管理者制度を入れていない、入れているという実態というのはどうかという質問なのです。

【管理部長】 知り得ている範囲ですけれども、港区については今年度から指定管理者が導入されているというふうに聞いています。詳細はこの場ではご説明できませんが、港区には10館から15館程度の図書館がございまして、そのうちの核となる区立みなと図書館という名称だったと思いますが、そこについては、統括館として直営。それ以外は、指定管理者としてブランチになる。そういうことで、平成24年度中にコンペをして、指定管理者を選定されているというふうに聞いております。詳細は、それ以上はちょっとわかりませんが、あと、新宿あたりもやっているというふうに聞いております。

【岩崎委員】 一つ目の質問は、都内の公立図書館の実態把握についてです。資料1「区市町村子供の読書活動推進主管課（図書館等）の状況調査」の問9「今後の子供の読書活動推進にあたり、都立図書館に望む施策はありますか」についての全体集計は出されておりますが、都内公立図書館384館からのそれぞれの回答、いわゆる調査書の個票は入手できるのでしょうか。もし、それが可能であれば、それぞれの図書館から出されている回答を分析し、図書館ごとの都立図書館に対するニーズの把握、それに応じた対応策の検討が可能になると思います。この状況調査の個票を分析できる可能性があるのか、あるいは、それ以外の都内公立図書館の実態の即した分析データを独自にお持ちかという確認です。

二つ目の質問は、先ほど委員長からのご質問もありましたが、今回、資料1の別添として提出されている「港区子ども読書活動推進計画（第2次）の概要」と「第二次読書のまち八王子推進計画」の事例は、どのような点でよい実践事例と考えるのか、資料の意味づけを教えていただければありがたいと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。今、事務局側に質問がございましたが、ほかに関連したご質問がございますでしょうか。では、事務局、お答えよろしいですか。

【企画経営課長】 今日の議論の流れとして、最初はそれぞれ港区と八王子市のご紹介をして、公立図書館の役割を議論した後に、都立図書館が、ではどういうふうに区市町村に対して知らせていくべきなのかというところを、お話する予定になっておりました。資料もそういうつくりになっておりましたので、それは後半のほうに詳しいお話はいたします

が、基本的に詳細なデータはまだ私どものほうで把握しておりません。ただ、指定管理が入っている、入っていないとか、計画をつくっているか、つくっていないかぐらいは、公立図書館調査というのをやっておりますので、そのレベルで把握できることは把握できています。ただ、やはり実態としてどこが非常に進んでいるとか、どういう取り組みをしているのかというのを、個票で60の区市町村、または384館でどういう取り組みをしているのかということ、きちんとデータを持っているということではないのです。それに対して、これからそういうこともきちんと把握していこうということで、来年度以降そういった取り組みも始めていくということで、この後、ご紹介する予定ではありました。

それから、この港区と八王子市の、やはり両委員が入っていらっしゃるということが一番大きな理由で、本来はもう少し詳しいお話をいろいろ、実態とか、教育長さんとして感じている課題とか、そういうところを生の声としてお聞きしたかったというのが、実は本当のところ。ほかの区市と比較して、比較的それは、本当に先進的なものかどうかというのはちょっとわからないのですけれども、比較的取り組みがしっかりしていて、いろいろ参考になるところがあるのではないかなということ。また、やはり港区という特別区の中でも比較的都心部のところと、市町村で多摩地域の比較的広いエリアで展開している事業との違いというところもちょっと見えてくるのではないかなということで、今回、この区市についてご紹介させていただこうというふうに考えました。

【近藤議長】 ありがとうございます。こうした公立の図書館に対して、都立図書館がどういう役割を果たすことができるかについては、後半で話をさせていただくわけですが、ここで5分間休憩をとりまして、その間に八王子の委員が来られることを期待しまして、ちょっと休憩を早くとらせていただき、55分から開始させていただきます。

(休憩)

【管理部長】 先ほどちょっと冒頭に、港区、今年度からと申し上げたのですが、来年度からということ、指定管理者制度。ここに公募要項がございますが、これは昨年の4月に公募されておりまして、この記載によれば昨年の10月に指定管理者を選定するというふうになっています。

あと、新宿区ですが、これについても来年度から。やはり港区と同様で、中央館だけを直営として、それ以外を指定管理者制度にするということでございます。今後、中身については把握してまいりたいというふうに。

【近藤議長】 指定管理者制度を使うということは、自治体にとってメリットがあるわけ

ですよね。

【管理部長】 そういうことですね。

【近藤議長】 直営と指定管理者制度では、どう違うのですか。図書館だけに限らず。難しい質問かもしれませんが。

【管理部長】 それは一応、公的施設として、ちょっといろいろと申し上げにくいところもあるのかもしれませんが、いろいろな制約がある中で、できないこともできるようになるということもあるでしょうし、あとは、予算的な裏づけの中で、プラスだったりマイナスだったりするということがあるとは思いますが。それぞれ政策的判断の中で行われることなのかなと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。

【梨屋委員】 済みません、今のことで。

【近藤議長】 まだ後半に入っていないんですが、どうぞ。

【梨屋委員】 指定管理者と直営という言い方が、それはもう図書館全体を任せるという意味ですよ。カウンター業務だけは入ってもらっているとか、そういうものはたくさんあると思うのです。あと、こちらにある11の資料のところ、指定管理者による運営という表がちょうどあるのですけれども、ここはもう、港区も2つ、直営のところにもう5という数字が。

【管理部長】 これがPFIだと思えるんですね。これから判断すれば。これは去年の4月に港区教育委員会が出しているものなので。

【梨屋委員】 直営という言い方がちょっと、どういう感じなのか。では、トップの人だけがその地域の人で、あとみんな、そういうスタッフが来ている場合との区別とかはどうなっているのか気になっています。

【管理部長】 単刀直入にと言いましょうか、職員が区の職員であるのか、委託職員であるのかだと思います。ただ、うちの当館も部分的には警備も含めて委託をしておりますので、そういった意味では半分、ある程度、委託業者が入っています。日々のフロアの窓口業務については、民間会社の方々に委託をしております。ただ、レファレンスと、図書館の核の業務については、直営と言いましょうか、東京都の職員がやっているということですね。

【梨屋委員】 では、図書館の核となるものを任せているかどうかというところで、直営の図書館か、委託しているかということが変わるということですね。そこで判断をしてい

るという。

【管理部長】 指定管理者というのは、やはりいろいろな事業をお任せするということだと思います。武雄市も今、TSUTAYAに委託していますよね。それは、要はいろいろな自主事業、企画事業も含めてお任せしているのだと思います。ただ、それは1つの形があるわけではなくて、それぞれその教育委員会なりが判断をした範囲の中でお任せしているということになります。

【梨屋委員】 その地域の公務員の方がいたら、その地域でやっている図書館というふうに見えることもあります……。済みません、うまく説明できません。図書館の専門家ではなくても、その地域の公務員が異動で来てそこにいるだけでも、その公共の、その地域でやっている図書館というふうに捉えられるのかというところが気になっているのですけれども。済みません、うまく説明できません。

【近藤議長】 後段で都立図書館が公立の図書館にどういう役割を果たすことができるかに入っていくわけですがけれども指定管理者になった図書館にも、都立図書館としては支援をしていくということなのですね。

【管理部長】 基本的には、そういうことです。

【近藤議長】 どちらにも支援していくということですね。

【管理部長】 はい。

【近藤議長】 そういうふうには押さえていいわけですね。

【管理部長】 その地方自治体が、区市町村がそれを求めればということになると思います。

【野末委員】 補足してよろしいですか。新宿区はもう既に指定管理は入っているはずで

【管理部長】 そうですか。

【野末委員】 はい。何年かのあいだにずれて入ったと思います。

【管理部長】 では、残りかもしれないですね。これから……。

【野末委員】 新たに募集するというのでやっていると思います。武雄市は委託ではなくて指定管理ですね。図書館の運営を2つに分けると、先ほどのお話だと直営と指定管理しかないですね。直営は、要するに、市の職員の方々がやっているところで、ただ、一部の業務、あるいは大部分の業務を委託することがあるということ。都立はそうですね。指定管理はトップから丸ごと、業者さんなり団体なりに任せているので、基本的に市町村な

いし都道府県の職員さんはいないという形ですね。ただ、図書館界では一般的に直営と委託と指定管理と、何となく3区分で語られることが多いと思いますけれども一応補足です。

【近藤議長】 ありがとうございます。後段に入ってきているわけですが、先ほどの区市町村の図書館が行う読書活動についてのまとめをやっていませんので、副議長のほうからコメントをいただいて、後段に入りたいと思います。

【岸田副議長】 この会自体のテーマとしては、読書活動の推進に向けた都立図書館の役割についてですから、そのテーマを論じるに当たって、まず区市町村立図書館の実態を把握したいというのが目的だったと思うのですが、読書活動の推進というのが大きな命題として与えられているわけですし、それを各自治体が地域の特性に応じてどう展開していくかということになっているわけです。地域性というのが非常に絡んでいまして、きょうは残念ながら八王子、港区、両方ともお話を聞けなかったのですけれども、恐らく、例えば、八王子だったら大学が多いので、そこら辺でどのような連携がとれるかとか、それぞれの自治体が考えてやるべきことであると。あまり盛んでない地域もあるみたいなお指摘もありましたけれども、その活動に対して都立図書館がどういうふうにサポートできるかというところが大事だったと思います。

それで、多様な地域性と、あともう一つ、私が質問したのが、運営形態も多様化してきて、今、盛んにお話しされていたように、まちの図書館の運営の仕方というのが変わってきていて、やはりそれをきちんと把握しないでいたずらにこちらで何か考えてもという思いがありまして、そこら辺、実態はこれから調べられるということなので、地域性、それから運営形態の多様性、その2つを十分に念頭に置きつつ、これからの議論をしていく必要があるかなというふうに思いました。

【近藤議長】 ありがとうございます。それでは、後半に移りたいと思いますが、まず、事務局のほうから資料2に基づいて、説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、資料2の「読書推進のための区市町村立図書館への支援の現状について」ということで説明いたします。資料の左側は、都立図書館が区市町村立図書館に対して行っているさまざまな支援の状況をイメージ、絵柄としてお示ししたものになっております。真ん中に都立図書館がありまして、周辺に区市町村立図書館があるわけですが、ここに書かれている支援は、全ての区市町村立図書館に対して行っているというもので、図書館によってサービスの中身が違うということではございません。具体的には、こちらの楕円の形で中に書かれている「協力レファレンス」ですとか、「協力貸出」、

「協力車の運行」、「相互目録の作成」。また、「東京都公立図書館調査」というのもやっております。その情報を集約して区市町村に提供するというようなこともやっております。

それから、この白抜きで書かれているところは、今回、この読書推進のために関連する支援ということで、区市町村立図書館の職員の研修、例えば、子どもの読書に関する講座ですとか、そういったものを行っております。それから、担当者会の開催をそれぞれさまざまな形でやっております。青少年サービスの担当者会、あるいは児童サービスの担当者会等を定期的に開催いたしております。そういう中で情報の交換等を行っているということでございます。

なお、下の部分に書かれておりますように、この図書館の設置及び運営で望ましい基準。これは、一昨年の年末に文科省が発表いたしましたけれども、都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとするということが書かれておまして、その考え方にのっとったものでございます。右側は、読書に関連する区市町村への支援の状況について、今年度の取り組みの概略をお示したのとなっております。まず、区市町村立図書館の職員の研修でございますが、区市町村立図書館の職員を対象として専門的な研修を実施することによって、都内の図書館サービスの全体的な向上に寄与することを目的に行っております。例えば、今年度は、読書に関連する研修といたしましては、児童図書館専門研修。子どもの読書に関する講座というのを実施しております。具体的には児童サービスの初任者を対象として、昔話とか、絵本、科学の本、児童文学、児童図書館活動おはなし会などの講義やグループ討議などを3回に分けて実施したりということを行っております。

それから、児童サービス担当歴2年目以上の経験者の方を対象に、「特別支援学校の子供たちの学びと読書について」という講義、実践報告等を行っております。また、企画的立場にある職員を対象とした、「最近の子供読書推進活動の動向と各自治体の取組」ということで講義を行う予定となっております。

次に、事務担当者会ですが、これは都内公立図書館のサービス振興のため、都立図書館の事業担当者と区市町村立図書館の担当者が集まって情報共有や連絡調整を図るということを実践してしております。具体的に、今年度は、公立図書館児童サービス・青少年サービス合同担当者会という形で、事例発表を行っております。これは、年にそれほど頻繁にということではないのですが、定期的な交流を図っているということでございます。

ます。

最後の東京都公立図書館長連絡会というものがあまして、これは読書の推進のためのものではないのですけれども、都内の区市町村の中心館の館長によって構成されておまして、「都内公立図書館の相互の連絡を密にし、都内における図書館事業の発展のため、必要な連絡調整及び情報交換を行う」というふうに位置づけられております。これについて、ちょっと詳しくご説明したいと思います。2枚おめくりいただいて、「参考」と書かれている資料をごらんください。「東京都公立図書館長連絡会の動き」というタイトルで、まず右側のところをごらんいただきたいのですが、東京都公立図書館長連絡会の設置要綱を参考までにおつけしております。この会の目的は、今申し上げたとおりでございます。所掌事項として、「都内公立の図書館相互の連絡調整や情報交換を図る」。また、「その他図書館事業を推進するために必要な事項」というふうにしております。この「組織及び構成員」というところで、3の(4)で、この公立図書館長連絡会の会議は全体会と幹事会、代表者会というのをそれぞれ開催しておりますが、この全体会というのは、全ての区市町村の中心館の館長さんが集まる会で、年2回開催をしております。この全体会を先月1月24日に開催いたしまして、そこで左側に書いてあることについて決定をしたということでご紹介をさせていただきます。左側の部分ですが、「平成26・平成27年度東京都公立図書館長連絡会における検討テーマ及び検討ワーキンググループの設置等について」というタイトルで、この館長連絡会で毎年度、あるいは2年ぐらいを単位として、共通の課題をテーマとして、その課題解決を目指して検討・協議するというような取り組みを行っております。この平成26年度、27年度のテーマが「都内公立図書館による『子供の読書活動』の一層の推進について」ということに決まりました。主な理由としましては、昨年、文科省の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されまして、各自治体においてもこの第三次計画を策定、あるいはそれに対応する必要があるというタイミングであるということが1つございます。また、読書の推進というのは、どこの自治体にとってもある程度共通の課題となっております。こうした館長連絡会等において、公立図書館における先進的な取り組み事例の紹介ですとか、あるいは各図書館間での情報共有を図って、都内の公立図書館が一体的な取り組みを行うことで、子どもの読書活動の一層の推進が期待される。このようなことで、都内の公立図書館の館長の皆さんからはこのテーマでご承認いただいたものと考えております。「検討・取組みの方向性」としましては、先ほど来、出ておりますが、まず、子どもの読書活動の推進に向けたこの取り組み状況につい

での実態調査ですね。これは区市町村立図書館に対しての調査をしたいと思っております。これによってさまざまな取り組み状況の実態が見えてくるのではないかと考えております。調査回答の集計・分析を行いまして、都内公立図書館における取り組みの現状、課題を明らかにするという。また、都内の公立図書館が実施している事業のうち、効果的な取り組みや先進的な事例について、館長連絡会等で発表をしていただく。また、子どもの読書に関する専門家による講演会等も考えております。

さらにその下の、こうした取り組みを効率的、効果的に実施していくために、検討ワーキンググループを設置する予定でございます。このワーキンググループは、先ほど申し上げた実態調査の調査項目を検討したり、調査結果に対する分析、課題の抽出等、今後の対応策等について協議・検討するという。こと、来年度の第1回目の館長連絡会で立ち上げる予定でございます。メンバーは区立図書館の職員が5名と市町村立図書館の職員が5名。これは区部と市町村部にそれぞれ5ブロックずつありますので、1名ずつ選出していただき、加えて都立図書館の職員2名の計12名で構成するというを考えております。

それでは、資料2の右下のところですね。「本日の協議」としては、一応、前半部分のところ、未読者が増加して、かつ図書館利用も減少する青少年層、中高生の読書活動の推進に向けて身近な図書館である都内公立図書館には、どのようなことが求められているのかということをご議論いただくということでございました。その上で、都内の公立図書館がその役割を十分に果たして、都内全域の読書活動推進に寄与するような都立図書館の支援のあり方ということで、後段でご議論いただきたいと考えております。

それでは、都立図書館の取組みについて、多摩図書館で実際に児童・青少年を担当しております杉山係長から取り組みの現状と課題等について、現場の担当者として補足をさせていただきたいと思っております。

【児童青少年市長係長】 児童青少年資料係長の杉山と申します。今、吉井課長がご説明申し上げました資料2の右側に、「協力支援事業のうち読書推進に関するもの」の中で、1、2について補足して説明したいと思っております。

区市町村立図書館の384館に対して、児童サービス担当者に向けて毎年、児童図書館専門研修というのを実施しております。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとございまして、ことしのみⅢで、通常はⅠとⅡとなっております。Ⅰはことし初めて新任になったという方が受講生対象となります。毎年やっておりますが、120名前後の方が参加なさいます。応募者全員を受け入れて、2部授業を3日間にわたりまして6科目、実施しております。学ぶことは、児童

書の基本的な考え方ということで、特に資料を中心に、絵本、昔話、科学の本、児童文学といったことを学びます。あと、サービス論としては、どういった選書をするかとか、蔵書構成、1年間どのような組み立てで進めるか。学校の連携など、実際にサービスに当たっている公立図書館の方に話をさせていただきます。

おはなし会というのも、とても図書館員には求められるもので、読み聞かせやブックトークなど、子どもと本を結びつけるいろいろな技術や知識などもそこで学んでいます。

講師となるのは、公立図書館のベテランの職員と大学の先生に1人入っていただいて、毎年ほとんど変わらない内容となっております。

専門研修Ⅱのほうは、2年目以上の職員を対象としておりまして、1つのテーマで割と専門的な、どちらかというと実践的なことを取り上げています。ことしにつきましては、最近では特別支援学級や特別支援学校から公共図書館に対してさまざまな読書支援をしてほしいといった要望が少しずつ出てきましたので、都立特別支援学校の先生をお呼びして、特別支援学校の子どもたちというのはどういう子どもたちで、どんな学校生活をしているか。読書についてはどんな課題があるか、解決法があるかということをお話ししていただきました。それが午前で、午後は都立多摩図書館が8年間実施してまいりました特別支援学校での読み聞かせをまとめた冊子を教科書にして、職員がお話をしたり、あるいは、もう既に特別支援学級や学校と連携している公共図書館の人に事例発表をしてもらいました。

Ⅲにつきましては、ことしだけなのですが、この5月に文科省から読書活動推進計画第3次が出ましたので、それに関連してそれぞれの自治体でどのように子ども読書活動に取り組むかということで行う予定であります。

こういった研修の課題としては、職員がくるくるかわっておりまして、その中でもベテラン職員が育って、次の新任の方に知識や技術を受け継ぐということが実際はとても難しい状況が出ているように感じられます。もちろんきちんと継承している自治体の図書館もございますが、多くの図書館で、新任の方はとてもやる気はあるのだけれども、どこから学んでよいかわからないという現状があるように見受けられます。

担当者会のほうは、児童サービスの担当者会と、青少年サービスの担当者会があり、ここ2、3年は合同でやっております。都内の図書館の先進的事例を発表していただいています。必ず乳幼児、小学生、中学生、高校生と、ゼロ歳から18歳までのサービス事例をそろえるようにしております。今年度は、聴覚障害児を対象にした手話によるおはなし会、

それから、調べ学習コンクールへの取り組み。この調べ学習コンクールは全国規模のコンクールがあるのですが、そこに図書館として、まず地元の子どもたちに応募してもらって、そこからステップアップしていくというような取り組みをずっと続けている区の事例。それから、中学生へのブックトークをかなりまとめてやっている事例。それから、青少年をヤングスタッフとして募集して、図書館の司書と一緒にイベントを実施している事例などがありました。ここでは、そういった先進的な事例を発表していただくと同時に、知りたかったことの情報交換ですか。そういったものが多くなされています。

それから、ここには書いてはありませんが、図書館からのレファレンスや、あるいは、そこまではいなくても、相談といったものもよく受けております。例えば、ある自治体では研修をしたいのですが、どういった講師がよいでしょうかといったことを聞かれたりする事例もあります。

これらの研修については、23区と多摩地域から、平均的にどれかには参加してくれるというような状況があります。島と日ノ出町や檜原村などといった、非常に地域的に遠かったり、担当者が1人、あるいは担当者が兼任といったところの図書館では、本当に参加が非常に少ない、まれなことになっています。

それで、ことしは檜原村から要望がありまして、職員が出向きまして、そこで研修をしました。そういったオーダーがあれば研修をしていきたいと思いますが、その場合には、図書館員は1人ぐらいしか担当者がいらっしゃらないので、1対1という研修もちょっと変なので、読書活動にかかわっているボランティアやお母さんの方などにも来ていただいて、そこでは研修をしました。

また、島などにも昨年伺って、学校や保育園、あるいは子どもセンターのようなところを回ったこともあります。

以上、補足説明を終わります。

【近藤議長】 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、それから実際に担当しております係長のほうからもお話をいただきました。

【岸田副議長】 ちょっと質問をさせていただきます。今の多摩の児童図書館専門研修なのですが、知りたいのが参加資格でして、もしかしたらお話があったかもしれないのですが、ちょっと聞きそびれまして、どのような方が参加できるのかというのが質問です。例えば、学校司書とか、ボランティアとか、それから、先ほど話に出てきた指定管理者に、正規あるいは非正規に雇用されている人たちが、これに参加できるのかどうかとい

うことをお尋ねしたいと思います。

【児童青少年資料係長】 公立図書館で働いている方であれば、図書館を通してお申し込みいただきますので、その相手の方の身分は問うてはおりません。ボランティアとか、学校司書の方とかは入っておりません。

【岸田副議長】 入っていない。わかりました。拡大するという計画は特にはない。

【児童青少年資料係長】 物すごい人数になると思いますので、私どもの研修を受けた方が育って、それぞれの場で学校司書とかボランティアの方に継承していただければというふうに考えております。

【岸田副議長】 ありがとうございます。

【近藤議長】 それでは、お2人の説明を踏まえまして、ご質問等ございますでしょうか。

【梨屋委員】 担当者会の開催についてなのですが、児童と青少年サービス合同でやられているということですが、これはどのくらいの頻度でどのくらいの時間をかけて行っているのですか。

【児童青少年資料係長】 年に1回で、午後半日程度になります。

【梨屋委員】 それで児童と青少年と一緒にやっていると。

【児童青少年資料係長】 そうです。

【梨屋委員】 わかりました。済みません、私の知っている範囲で話をさせていただきますけれども、愛知県ではYAサービス担当者会というものが年に4回ぐらい始められていて、2年ぐらい前から始めていて、担当者が各図書館から、立場の違う人たちが集まって、話し合いや研修というのをやられているところもあるわけです。それに比べると、年1回で半日、しかも児童と青少年一緒というのは、とても少な過ぎるなと感じます。

それから、384館あって、参加できる人の人数というのは、本当に少な過ぎるなという印象を私は受けています。年に何回かあって、入れかわりで来ているというのなら、少ない人数もわかるのですけれども、年に1回しかないことで、この人数でやられていると。それも事例の報告などということで、もうちょっと何とかならないのかな、もうちょっと力を入れていただけないのかなというふうに感じました。

【近藤議長】 ありがとうございます。これに関して事務局のほうから何かございますか。

【企画経営課長】 確かに児童、青少年に対しては、都立図書館に限らずちょっと手詰まりで、弱いのかなということはあると思います。今後、効果的な対策を考えて実施していくべきかなというふうには考えております。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【岩崎委員】 事務局から、参考として、「東京都公立図書館長連絡会の動き」のご紹介がありました。この図書館長連絡会は、都内の公立図書館間の情報交換や各図書館の実情を吸い上げる場として有益であり、かつ機能しうるものと感じました。

今後、この連絡会のワーキンググループにより、都内公立図書館の実態調査がなされるとのことですが、そこから上がってくるデータは非常に貴重なものになると推測されます。この図書館長連絡会における実態調査のデータを、今回の図書館協議会での提言を検討する資料として活用することは可能なのでしょうか。

【企画経営課長】 実態調査自体は、今年の夏ぐらいに行う予定でおりますので、集計、単純集計のレベルのものは、協議会の中でご紹介することが可能かなと考えています。ただ、タイミング的に、それを分析してきちんとした形で報告を出すことはちょっと難しいかなと。ちょっとタイミング的に、ある程度の傾向とか、そういうものが見えてきましたら、傾向としてご紹介は可能ではないかなと思っております。せっかくこういう形で協議会と並行して始めたことですので、なるべく協議会の提言に反映できるように、最大限努力をしたいと考えております。

【近藤議長】 ありがとうございます。

【梨屋委員】 すみません、念のために念押ししておきたいのですが、市区町村の図書館の担当者というのは、学校図書館とかかわることがとても多いので、そういう青少年サービスを担当している方に対する都立図書館からの投げかけというのはとても重要なことだと思いますし、そういった人たちも勉強する場を求めているんじゃないかと。私がやっている読書会にも時々、単独で、プライベートで参加してくださる方がいらっしゃるくらいで、YAサービスについていろいろ勉強できる場というのを、子どもの読書推進について都立図書館が取り組むというのであれば、そこはもっと手厚くやってほしいなと思います、感じています。

【近藤議長】 ありがとうございます。野末委員、いかがですか。

【野末委員】 今のご質問にちょっと関連するのだろうと思うのですが、きょうの我々の議論の枠組みを確認したいのです。資料2の右下に枠があって、議論のポイントが書かれているのですが、これによると、今回我々が議論する対象は、公立の図書館に限定しているのかどうかですね。つまり、読書推進は公立図書館だけがやるわけではない。今お話があったように、むしろ学校の先生方、図書館も非常に重要な役割を果たしますし、地域も

重要な役割を果たすと思うのですが、今回、我々はそうではなくて、公立の図書館がやっていることについて限定して考えて、さらに都立は区市町村の図書館に対して何ができるかという、対図書館で話をするのかな、ということを確認したいです。つまり、例えば、都立の中央図書館が直接に学校の先生方であるとか、子どもたちであるとかいうところにこの読書推進のためのサービスをするとかいうことではなくて、あくまでも対図書館であって、という議論の立て方なのですかねというのがちょっと疑問になったのでお伺いしたいのですけれども、どうなのでしょう、済みません。

【近藤議長】 これは事務局から。

【企画経営課長】 きょうのテーマは、区市町村立図書館を一応対象に、協議会全体は、別に区市町村立図書館に限るということではないのですが、きょうはそれをテーマにして、議題の1はご議論いただく予定ではありました。

【近藤議長】 今後の協議の中で学校に対してということも入ってくるというふうに考えてですか。

【企画経営課長】 学校支援は前回、前々回で一応、一通り議論いただいていますので、ただ今後、それをさらに掘り下げて具体的な議論ということは、まだ予定はしておりますが、きょうは公立図書館ということを1つのテーマとして取り上げたということです。

【岸田副議長】 私の個人的な考えでは、今、野末委員のおっしゃられたことは、これからここで検討していくことであると。今までいろいろなアイデアが出てきたので、それを次回以降まとめしていくのだと思うのですが、やはり前回、役割分担という話が出ていて、やはり都立、都道府県立図書館と市区町村立図書館と学校図書館というものを、これまでの歴史的な経緯なのかもしれないのですけれども、役割分担があって、個人的には、そこをあまり崩すのは厳しいかなと思っているのですが、その中で学校図書館に対してどれだけ支援ができるかというのは、もちろんこれから考えていくことだなと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。どうぞ、斎藤委員。

【斎藤委員】 専門的な研修のことを伺いまして、非常に意義深いものだと思います。それで、都立から市区町村へ、市区町村から場合によっては学校へというような形で、そういったノウハウといいますか、そういったものが継承されていく仕組みをつくっておられるのだと思います。その上で、これは時間もかかり、労力も大変だと思うのですが、子どもたちやリーディングアドバイザースタッフといった方々も含めて、ワークショップ的にといいいますか、イベント的に何かを一緒にやってみるというような、そこは市区町村の

関係者だけではなくて、ボランティアの方々にもオープンにするというかたちで、そういったものを時々、実際に子どもたちを相手にしてやっているというようなことにすると良いのではないかと思います。実際、一緒に何かやっていくということは、講義やグループ討議は違った苦勞もあるでしょうが、また身になるところもあるのではないかと思いますので、小さなものでもイベントをオープンにしてやってみるというようなことも含めてはいかがでしょうか。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【野末委員】 先ほど岸田副議長から出たことに私も実は賛成なのですが、やはり都道府県と市区町村の役割は違うので、そこを考えて。今回の議論もそうだと思うのですね。都道府県は、いわゆる市区町村のバックアップ図書館としての役割なので、対図書館を中心にまず話をしようということで、それについては異議はないのですが。ちょっと戻ってしまうのですが、先ほど、そもそも区市町村の図書館でやっている活動の計画をお出しいただいているのですよね、別添の1と2、港区と八王子で。多分、第1次の計画のまとめというか、レポートに評価の部分があると思うので、そういったものを少し材料にしたほうが、結果としてどういうところが課題になっていたかということが見やすいかなと。これは、これからやるものなので、課題を見るのはちょっとつらいかもしれないかなと思うのです。もちろん課題を踏まえて第二次はつくられているわけですが、なので、できればレポートのようなものがあるとちょっとうれしいかなと。公立図書館それぞれの活動報告でも構わないのですけれども、そういったところから少し課題を拾っていくことができる、都として、都立として区市町村に何ができるかなということがわかりやすいかなと思いました。港区はたしか地区館は既に指定管理がかなり、全部だったかちょっと覚えていないのですけれども、たしか入っているので、そうすると、必ずヒアリングがあって評価があるのでそうすると、逆に指定管理のほうが細かいレポートが出るので、そういったものをひもとくと、多分、課題が見えてくるのかなと。それを全部はなかなか大変なので、ケースを取り上げるので構わないと思うのですけれども。きょうということではなくて、次回以降、そういった資料もあると、検討がしやすくなると思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。いずれにしても区市町村の図書館の実態がよく見えないと、どう支援していいかということも見えないものですから、ひとつその辺についても進めていただきたく考えております。

いろいろとご意見が出たところですが、岸田副議長にもいただきたいと思います。

【岸田副議長】 いや、別に特にございません。

【近藤議長】 わかりました。いずれにしても今出たことはここで解決したことではないです、今後、深めていかなければならないことが十分ございますので、さらに深めてまいりたいと思っております。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、次の議事に移ります。議題の2番目は「電子書籍等を活用した読書推進について」でございます。この点につきまして、最初に事務局のほうから説明をお願いいたします。

【企画経営課長】 資料3でございます。「電子書籍等を活用した読書推進について」ご説明いたします。左側の上の部分ですが、読書を取り巻く環境の変化というところをご覧ください。これは、文科省が昨年発表した「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中にも、「近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性がある」ということについて言及をしております。さらに、少し前になりますが、文科省の「これからの図書館像」という冊子の中に、印刷資料と電子情報を組み合わせることによって大きな価値が生まれるということで、これらを統合して利用できる「ハイブリッド図書館」が重要であるということをおっしゃっております。また、内閣府の平成24年度の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によりますと、パソコンを利用する青少年のうち、小学生、これは小学生の高学年ですけれども、9割半ば、中高生の9割台後半がインターネットを利用しているという実態がございます。下の部分、「電子書籍等をめぐる国や自治体の動き」としまして、国立国会図書館がデジタル化資料送信サービスというのを始めました。これはつい最近のことで、図書、雑誌、修士論文のうち、絶版等で入手できない資料のデジタル画像を、全国の図書館宛てに送信するサービスを開始いたしました。都立図書館でも先月の1月23日からこのサービスを開始しているところでございます。

また、電子書籍の導入事例としては、公立図書館ではまだ非常に少ない状況であります。秋田県立図書館では、平成24年10月から、岐阜県の関市は昨年4月からサービスを開始しております。提供できる電子書籍の数も非常に少なく、まだ大きな動きにはなっておりませんが、そういったことが今始まっているという状況です。

右側の上の部分に、都立図書館の動きを記載しておりますが、第24期の図書館協議会。これの前の前に当たるところで、「デジタル時代の都立図書館像」ということで提言を受けております。これまで蓄積・保存してきた紙媒体資料を中核とする所蔵資料に加えて、普

及がますます進むと考えられるデジタル資料にも対応し、両者を一体的に提供できる体制を構築することは不可欠であるということで、提言をいただいております。これは先ほどのハイブリッド図書館ということになるかと思えます。

また、こうした提言を踏まえまして、デジタルコンテンツの充実及びウェブ利用環境の整備を進めてまいりました。具体的には、江戸・東京に関するデジタルアーカイブの開発ですとかその更新ですね。それから、東京都立図書館デジタルアーカイブ、「TOKYOアーカイブ」と言っておりますが、その開発。また、オンラインデータベースの充実。さらに、直近で、電子書籍のサービスの試行開始も始めております。これは昨年の年末から行っておりまして、主にビジネス関連、調査研究資料を中心に、240タイトルの電子書籍のコンテンツを用意しております。館内でタブレット端末をお貸しして利用できるような形になっております。

協議の方向性としましては、電子書籍については、まだ出版ベースが紙媒体の書籍と比較して非常に少ないということと、公立図書館として利用可能、提供可能なコンテンツが限られていること。また、図書館における電子書籍サービスの基盤が十分、整備されていないという状況でございます。一方、冒頭で資料をご説明したとおり、中学生、高校生と学齢が上がるにしたがって、パソコンや情報端末、携帯電話等の電子機器を使った読書の割合が高くなっているという側面もございます。こうしたことから、今後の公立図書館における電子書籍等を活用した読書推進につきましては、都及び区市町村立図書館の役割分担のもとで、読書の楽しさや魅力を伝える1つのきっかけとして活用するということが、まず考えられるのではないかと。それから、紙媒体の書籍と電子書籍等との一体的な利用による情報活用力の向上というところが、今後の可能性として考えられるのではないかと。このように考えております。

資料の説明については以上です。

【近藤議長】 ありがとうございます。ご意見等ございましたら、お伺いしたいと思いますが、ちょっと私自身がわからないのですが、電子書籍というのは、端末を持った人が検索すれば、図書館にあるものを全部調べられるということですか。

【資料管理課長】 図書館にある全ての書籍ということではございません。情報、端末としてタブレットを10台、館内でお貸ししています。館外からご自分で持ってきている端末をご利用できるというわけではありません。対象となっておりますのは、現在約240タイトルございまして、それは館内にあるものではなくて、館外の供給業者のサーバーに

ある240タイトルが見られるという形になっております。

【近藤議長】 ありがとうございます。原田委員は、国会図書館で電子情報等をやっていらっしゃるのですね。ぜひ何かご意見いただければと思います。

【原田委員】 デジタル化資料の送信サービスというのが、左の下の枠にあるのですが、これは広義の意味では電子書籍なのかもしれませんが、実際はここにありまじょうにデジタル画像、JPEGという形式の、本をスキャンした画像を提供しているというサービスになります。いわゆる今、話題になっている電子書籍、あるいは電子雑誌というものとは形態が違います。なおかつ、画像だけですので、本文の検索というのができないという弱みもあります。我々としては、こういった画像のテキスト化、特に視覚障害者へのサービスに利用するのに必須のもので、それを今後の課題として捉えています。都立図書館さんでもかなりのデジタル画像を作られていますので、多分、共通する課題なのかなと思います。

また、ハイブリッド図書館という言葉がありますが、今までは紙の書籍の書誌情報をつくるという仕事が図書館の大きな役目だったわけですが、そこに電子情報が入ってくことで、電子情報のメタデータと、それから、いわゆる旧来の書誌情報というのをどういふうにマッチングさせていくかというのは、これも今、我々、まだ解決していない課題としてありまして、これからフレームワークが出てくるようですが、そうしたものに对应していくということが課題かなと考えています。

もう一つは、これはご質問なのですが、二次利用というのはデジタル情報だと簡単にできることもあって、それが著作権的にも問題になっているわけですが、やはり二次利用というのを促進させていくことで、図書館の資料が社会的な役割を果たす、テレビなどでよく国立国会図書館のデジタル化資料とかいうので引用されたりするのですが、都立図書館でそういった作られた画像の二次利用というのは、かなり多くリクエストがやはりあるのではないかと思いますけれども、利用に当たって何か申請制とか、そういうふうになっているのでしょうか。

【情報サービス課長】 私どものほうで電子データとして公開しているものなので、やはりテレビですとか、書籍ですとかの二次利用につきましては申請をいただいて、調査研究に値するもの等について私どもが許可をして、それでご利用いただいております。基本的には、冊子になったものについては、見本でいただく等々の条件を付して許可しています。

【原田委員】 我々もそういった形をとっていたのですが、形式的にそういった手

続きが入ってくると、かなり使うほうもハードルが高いので、例えば、もうパブリックドメインになっている資料については、特にそういった手続的なことを廃してもいいのではないかと、二次利用をより促進していくことが重要ではないかと考えています。テレビなどですと、申請する前に、もう明日出しますと、その後申請とか、そういう形式的なことが多いので、職員にとってもひと仕事になってしまうのですよね。そういった二次利用の促進というのは、オープンデータという流れもありますし、これから進めていければと考えてはいます。

【近藤議長】 ありがとうございます。斎藤委員、野末委員は大学のほうでもそういったことをどんどん進めているかと思うのですが、どうぞご意見をいただければと思います。

【斎藤委員】 ちょっと私、二次利用のことに詳しくないのですが、今、大学間でいろいろなものを、あるいは、大学の授業で使う。そういった限定つきで、世界的にいろいろな美術品の画像データですとか、ああいったものがフリーで使えるという、そういった流れもあるように伺っていますが、そういったところに図書館が乗っていくのかどうかというのは、1つあると思います。

それと、今、都立中央図書館でお持ちのデジタルアーカイブで言うと、「TOKYOアーカイブ」というのは、本当に私はすばらしいものだと思っていまして、先日も、ことしの正月ですが、江戸城の復元のことに関してNHKが特別番組を放送していまして、そこでこのアーカイブの資料が出ていましたけれども、ああいったことで、やはりあのような宝があるということを世の中に知らせていくというのが、非常に重要なことだと思います。折しもといいますか、東京オリンピックがあるわけで、そこに向かう動きは東京の情報をいろいろ発信していくチャンスではあると思うのですね。ですから、計画的に、例えば、テレビ局に働きかける。テレビ局は二次データを欲しがるといよりは、やはり現物を見たいというのがあるようですが、そのことで余談になりますが、私もあの番組を見て、やや興奮しましたので、テレビ番組制作に携わっている知人に、あそこではごく一部でしか使われていなかったけれども、「TOKYOアーカイブ」をもっと積極的に紹介するような番組企画はできないものだろうかということを、個人的に話してみたのです。そのときに彼が言うのは、やっぱり現物が見たいと。図書館は、現物を見せてほしいということになると、ハードルが高いのだと言っていましたけれども、それはさておき、そういった要望も考えながら、計画的に、東京のこれだけのコンテンツを持っているわけですから、マスコミを通じて発信することを考えられてはどうか。さらに、江戸東京博物館のようなどこ

ろだと、図面だけだとわかりにくいので、模型か何かがあって、それともとなった図面が展示されるでしょう。そして、画面はデジタル化されていますから、展示会場では大きな液晶画面で見せることもできると思います。そういった組み合わせで、一気にやるのは大変かと思いますが、段階を踏んでこの宝を世の中に出していったらどうかなということを考えます。

【近藤議長】 ありがとうございます。野末委員はいかがですか。

【野末委員】 電子書籍という言い方自体が、今、過渡期なので、その電子書籍といわれるものが、特に公立図書館で扱うものについては非常に少ないので、こういう表現になるのですけれども、多分そんなに遠くない将来、今、国会さんがなさっているように、紙で読むか、電子で読むかというのは、そんなに大きな違いが、今、我々が考えているほどはなくなってくるのかなとは思っています。ハイブリッドという言い方も、今はあえて使っているだけで。というのは、先ほど特に中高生にスポットを当てたときに、今まで紙でやっていたようなことを、多分こちら（スマホを操作する動作）でやっている部分もかなりあるのですよね。辞書、辞典をひかなければいけないとか、何かを調べもののために読むというときに、紙ではなくて電子的なものを使っているケースは多分あるのだろうと思います。ですので、こういった議論をするときに、とにかく読書というと、紙のもので、伝記ものや名作をきちんと読むようなイメージがあるのですが、必ずしもそういうところに限定しないような方向に、この電子書籍という言葉が使われていくといいのかなと思います。もう1個言おうと思っていたことがあって、読書というものについて、調べものための読書とか、勉強のための読書とか、そういうことも読書ということに含めていくのはいいのかなと思いました。

それから、先ほど斎藤委員がおっしゃっていたことでそうだなと、私も思ったのですが、中高生は忙しいので、小学生並みに量をふやせとか、それは多分、あまり現実的ではないと思うのですね。そうではなくて、やはり量よりも質というのですかね、すごくいい読書体験をさせるとか、ここに書いてあるように、楽しさとか魅力を伝えるとか、量を目指すというところもあっていいのですが、それよりも質のところをどう高めるかということに少し議論がいくといいのかなと思っていて、そこに多分、電子書籍というのはぴったりはまっていくのだろうと思うのですね。紙だとちょっと重いけれども、これ（スマホを操作する動作）で見たときの読書体験がいいものであればいいのかなと思います。紙ではいけないというわけではないのですけれども、そんなことを思いました。

【近藤議長】 ありがとうございます。

【斎藤委員】 私も読書の関心の種をまくという意味では、電子書籍というのはいいなと思っています。すぐその場で図なども見せられますので、そういう意味ではきっかけづくりとしては積極的に使えるものだと思います。それに図書館側のサービスが伴っていけばすばらしいと思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかに何かあればお願いします。

【梨屋委員】 電子書籍サービスのほうのことで、選書はどのようにされているかがちょっと気になっていて。紙の本の場合は、手にとって中を見てという話を聞いたのですが、電子書籍の選書は、出版する側が書いたものを見て判断する。購入しないと中が見られないというのがあって。図書館向けはわからないですけれども、一般向けの電子書籍というのと、買ってみないと中が読めないことが多いのですね。それから、ビジネス関連の本を今、用意されているようなのですけれども、これはタブレットが10台あって、同時にアクセスできるのか、1台ずつしか見られないのか。なぜかという、資料1点につき1冊という原則がたしか都立図書館にはあったなということ。

それから、中高生の読書と、ちょっとまだ、資料としての江戸・東京に対するものなどは、とても高校生なども興味はあると思うのですが、中高生の興味を引くきっかけづくりとして、これからどういうふうにしていくのかなということが気になります。

あと、一体的な利用という言葉の意味が、私にはわからなくて、一番最後の文章をちょっと教えていただきたいです。まず、選書のことをちょっと……。

【近藤議長】 今、わかっている範囲で、説明よろしく願いいたします。

【資料管理課長】 選書に関しましては、既に紙の本で出ているものを確認している場合がございます。また、現在電子書籍として提供しているものの中には、出版社の事情で、紙としては図書館に売らないというものがあります。それらは、ビジネス分野でマーケティングなどに非常に有用なものですが、見ることのできる範囲では調べますが、必ずしも全部とは言えません。

アクセスにつきましては、ライセンス数が1ないし3ですので、タブレット10台から一斉に同じタイトルにアクセスしようとする、それはできません。

中高生に向けたコンテンツはあまりございません。現在、試行としてアンケートをとっていますので、例えば中高生からヤングアダルトの小説を読みたいというようなアンケートが多数寄せられるようであれば、収集基準に照らして検討していく余地はあります。

【企画経営課長】 最後のところは、あくまでも紙、今までの伝統的な紙の資料と、電子書籍の両方とも活用できるという趣旨で書いたものです。ですから、一体的、両方ともそれをうまく活用できることを通じて情報の収集能力とか、活用能力を高めていくということを趣旨に書いたものです。

【資料管理課長】 ものによっては非常に重い本もありますし、何冊もシリーズになっているものもあります。それが一体となって横断検索ができるという電子書籍ならではの機能もあります。ですので、紙でも読めるし、タブレットでも利用できるという説明です。

【梨屋委員】 調べものに関してはとても便利だと思います。ちなみに児童書の出版社は、とても電子書籍化を嫌がっていて、絶対にしないというところがあるのですね。なので、中高生向けの本で電子書籍として出回っているものというのは、やはりエンターテインメントが主流になってしまうので、そこは課題があるのではないかなと私は思います。

【情報サービス課長】 電子資料を通じて、資料を楽しんでいただくということで、今いろいろご意見をいただいて、ありがたいお言葉もいただいております。デジタルアーカイブですけども、今、また開発を進めているところでございまして、例えば、こうやって画面を指でスクロールして巻きもののように展開できるような仕掛けですとか、地図の地点から資料を選んでいただくような、楽しんでいただく仕掛けを加えています。先ほど二次利用のお話がありましたけれども、現在は、かなり手続が煩雑なのですけれども、電子ベースを通して申請許諾ができるような仕掛けというのも準備を進めているところでございまして、中高生に限らず、電子資料を通じて、私どもの資料をより広く紹介できるようなツールにしていきたいと考えております。済みません、よろしくお願ひします。

【近藤議長】 ありがとうございます。この電子書籍の問題については、すぐに簡単にできることではないかと思ひます。今後についても、これからこれについては協議していかなければいけないのだろうなと思ひています。きょうの段階で、今、副議長のほうからコメントをいただいて、この会を閉じさせていただきたいと思ひます。

【岸田副議長】 電子的な資料提供が魅力的であるというご意見は、確かにそうだと思います。デジタルコンテンツと電子書籍とは切り分けたほうがよくて、恐らくデジタルコンテンツのほうは、以前から言っている調べ学習ということで、この協議会のテーマに直結するだろうと。電子書籍に関しても、多分スマートフォンレベルで何とかするというのが現実的な解決方法だと個人的には考えるのですが、やはり先ほどありました、読書の楽しさや魅力を伝えるきっかけづくりということで、この協議会のテーマにも直接絡んできま

すので、今、議長がおっしゃったように、今後少し検討して、提言に盛り込むかどうか、検討していくべきだというふうに思います。

【近藤議長】 ありがとうございます。ここで、司会を事務局に渡したいと思います。

【企画経営課長】 近藤議長初め、委員の皆様、本日はありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、冒頭の最後のところにA3でスケジュールをお配りさせていただいておりますが、今年度は一応今回が最後になりますので、平成26年度ですね。一応、全体5回用意いたしております。次回は6月ごろを予定しておりますが、これまでの議論のまとめと今日できなかったことを次回、持ち越しということで考えておりますが、その後、第6回ごろまでは今までの議論を事務局で整理して、さらに議論を深めるべき事項や、あるいは追加する内容についてご協議いただくということを予定しています。最後の3回で作業部会を設置して、骨子の検討から提言のまとめに入っていきたいと考えております。大まかなスケジュールは以上になります。

それと来年度のスケジュールの調整をなるべく早目にさせていただいて、円滑に実施していきたいと考えております。今日ペーパーをお付けしましたけれども、今の時点でわかっている、例えば、この期間はちょっと無理だとか、この曜日は、もうあらかじめ会議が入っていて難しいといったことを調査をさせていただきたいと思っております。また担当のほうからメールでご案内させていただきます。次回は6月ということになり、ちょっと間が開きますが、また事前に日程調査させていただいた上で、開催日が決まり次第、ご案内させていただきたいと思います。

以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

午後12時15分閉会